井原市立大江小学校　いじめ問題対策基本方針

平成26年4月　策定（令和6年4月一部修正）

【いじめの定義】
いじめとは，児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第2条）

いじめに関する現状と課題

・本校は落ち着いて生活し，穏やかな感情を持つ児童が多いが，日常での友達に対する心ない発言や言動は見られ、このことが今後いじめへと発展する可能性は否定できない。そのような現状を踏まえ、いじめの未然防止の取組を推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。特に我々教職員がいじめの定義を共通理解し、アンテナを高くしていじめの認知に積極的に取り組むことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの未然防止・早期発見・早期対応及び様々な連携
　学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
　いじめの早期発見のためには、大人が児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが重要である。
　いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
　また、家庭や地域関係機関との連携を密にし社会全体で児童を見守り健やかな成長を促していく事が重要である。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・いじめ問題対策基本方針について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
・学校いじめ問題対策基本方針を学校のホームページに載せ、保護者や地域の方が基本方針の内容を確認できるようにする。また、方針の内容をPTA総会や学校評議委員会で説明する。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞
・年3回（各学期ごとの開催）必要に応じて緊急会議を開催

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員終礼での伝達
・職員会議で全教職員に周知　緊急の場合の臨時の伝達

＜構成メンバー＞
・校外
スクールカウンセラー(SC)スクールソーシャルワーカー(SSW)・PTA役員等
・校内
校長・教頭・教務主任・生徒指導担当・養護教諭・担任

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・井原市教育委員会　岡山県教育委員会
＜連携の内容＞
・保護者や児童支援のための専門スタッフ（SSW　等）の派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・井原警察署
＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞
・生徒指導担当

学校が実施する取組

①　いじめの未然防止

①教員研修
　・第4次岡山県人権教育推進指針、第3次岡山県人権教育推進プラン、岡山県いじめ問題対策基本方針を使用した研修
　・いじめ防止についての研修
　・人権担当者研修、生徒指導担当者研修会の報告・研修
　・ネットモラルやスマホの使わせ方についての研修
②児童会活動
　・年2回、なかよし週間を設定し、「なかよし集会」の実施、人権標語を募集、「人権の木」の掲示、テーマ曲の合唱等を行う。
③居場所づくり
　・学級の仲間づくり、学級力の向上
　・「レッツ　全力　航海！　大江丸」のスローガンの下、縦割り班活動を生かした学校生活・学校行事による仲間づくり
　・hyper-QUの分析結果について職員間で共有し、適切な関わりを続け、児童の長所が発揮できる支援
④情報モラル教育
　・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年の
　　発達段階に応じて行う。
⑤家庭や地域の関係団体との連携
　・学級懇談等を利用して、情報モラルに関する問題点を保護者に伝え、家庭におけるインターネット等の正しい使用方法を啓発する。

②　早期発見

①教職員による観察や情報交換
　・毎週2回の終礼時、児童について情報交換　　・月1回の生徒指導連絡会を開催　　・年3回の教育相談を実施
②定期的なアンケート調査等の実施（年3回）
　・なかよし週間におけるアンケートの実施
③校内の教育相談体制の活用
　・児童・保護者との好ましい人間関係構築
④校外の相談機関等の周知
　・リーフレット等の配付による相談機関等の周知
⑤SNS等の利用実態の把握と指導

③　いじめへの対処

①いじめの発見や相談を受けたときの対応
　児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。
②教職員の組織的な対応と関係機関との連携
　発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会(仮称)に報告し、その情報を共有する。
③いじめられた児童とその保護者への支援
　いじめられている児童から事実関係の聴取を行うとともに、心のケアや弾力的措置等、その児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。
　正確な情報を保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
④いじめた児童への指導とその保護者への助言
　いじめた児童から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。
　正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、以後の対応を適切に行えるよう保御者の協力を求め、継続的な助言を行う。
⑤他の児童へのはたらきかけ
　　いじめを当事者間だけの問題でなく全体の問題として考えられるように話し合う場を設け、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。
⑥関係機関との連携
　　児童相談所、医療機関、警察等との適切な連携を図る。